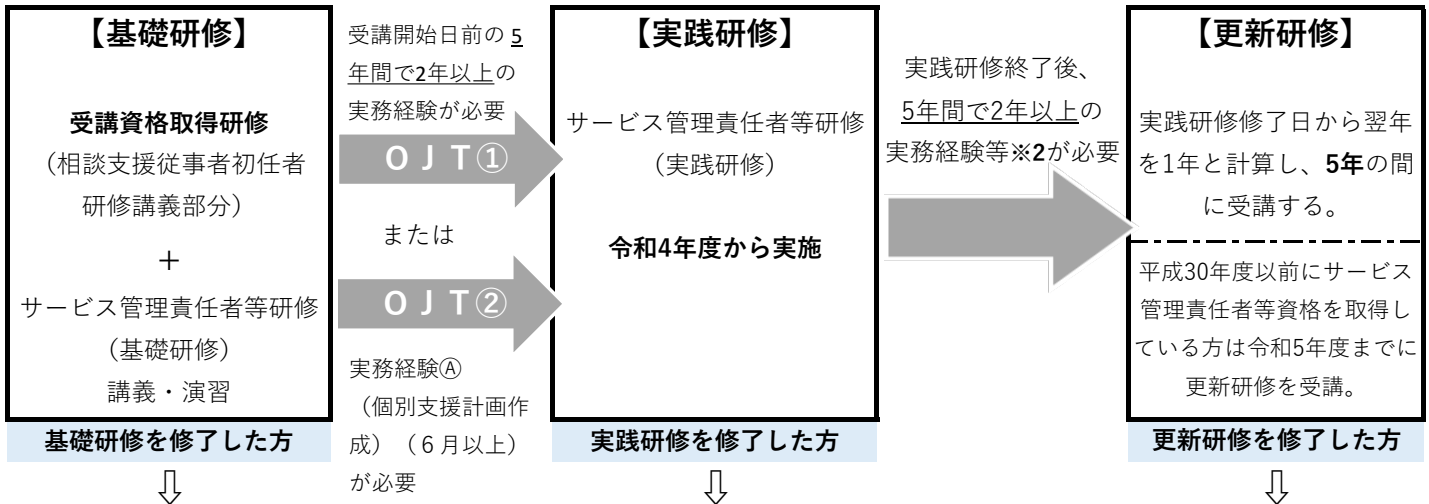


サービス管理責任者等研修受講の流れと経過措置等について

(特非)栃木県障害施設・事業協会



基礎研修修了時点で**2人目**からのサービス管理責任者、又は児童発達支援管理責任者として配置可能。個別支援計画の原案作成等、一部業務が可能。

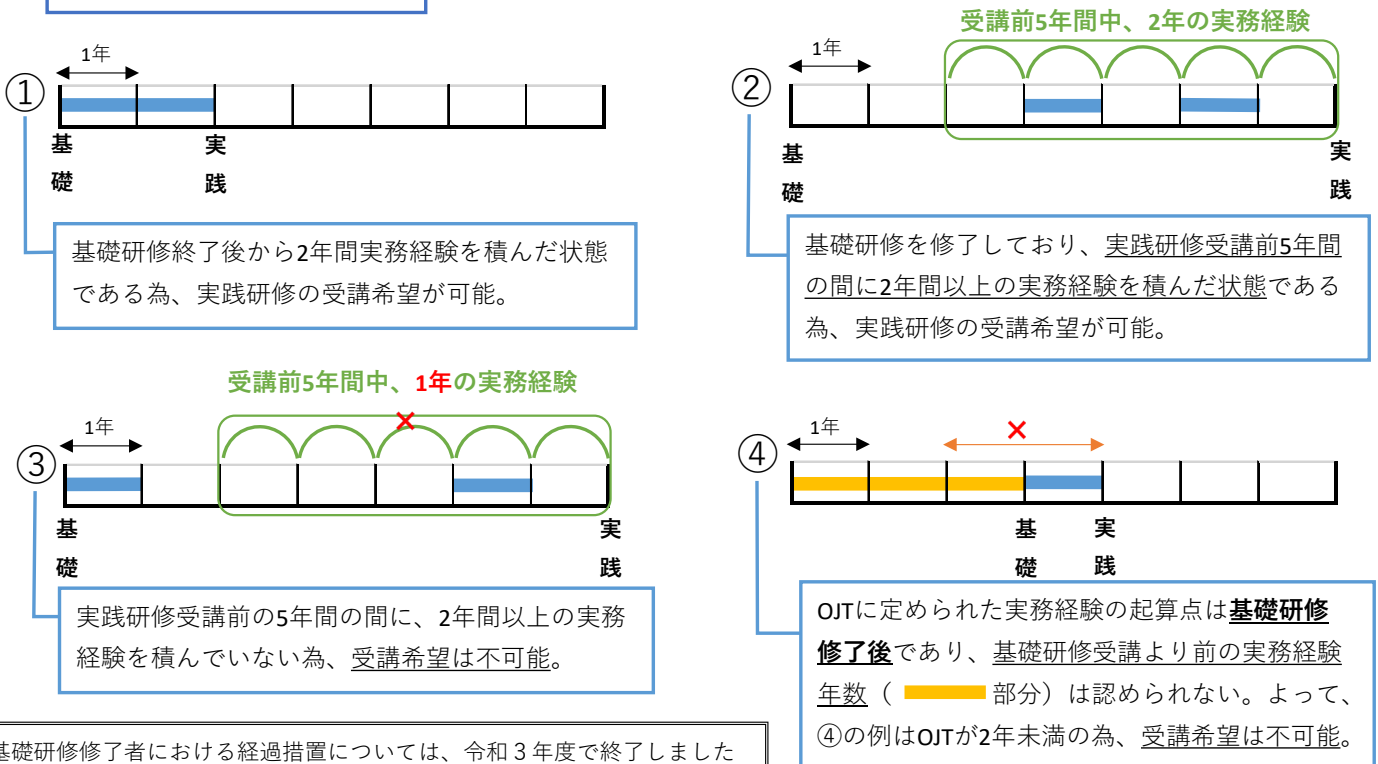
正式にサービス管理責任者又は、児童発達支援管理責任者として配置可能。

5年毎に更新を続ける。なお、更新できなかった場合や、必要な経験年数を満たさない場合は実践研修に戻る。

1 実践研修受講要件

OJT①：基礎研修終了後、実践研修受講までに5年間で2年以上の業務従事が必要

(例) **基礎**：基礎研修修了年度
実務経験年数
実践：実践研修受講希望年度



基礎研修修了者における経過措置については、令和3年度で終了しました

OJT②：現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験④**(OJT)については、基礎研修修了後「**2年以上**」の期間としており、これを**原則**として維持しつつ、**一定の要件を充足した場合**には、例外的に「**6月以上**」の期間で受講を可能とする。

【要件】①～③を全て満たす必要あり

①基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件④（相談支援業務又は直接支援業務3～8年を満たしている）。

②障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- ・サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務を行う。
- ・やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う。

③上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行う。

2 更新研修受講要件

受講日前5年の間に2年以上のサービス管理責任者等、管理者、相談支援専門員としての実務経験、又は現にサービス管理責任者等、管理者、相談支援専門員として従事していることが必要。

平成30年度以前に資格を取得されている方

令和元年度から令和5年度までの期間内に初回の更新研修を受講する。

平成30年度以前に資格を取得されている方の初回の更新研修（令和元年度から令和5年度までに限る）においては、更新研修の受講に実務経験は必要ない。ただし、2回目以降の更新研修受講には、受講日前5年の間に2年以上のサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員の実務経験、又は現にサービス管理責任者等、管理者、相談支援専門員として従事していることが必要である。

平成30年度以前に資格を取得し、令和5年度までに初回更新研修を受講できなかった方、もしくは、更新研修の修了証に記載されている【本修了証書有効期間（次回更新研修受講期間）】に更新を行わなかった方は、**実践研修**を受講する事で、再度サービス管理責任者等の職務に就くことが出来る。

2回目以降の更新研修について

（例）令和5年度の2回目の更新研修をした場合

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	...
①初回更新				②受講							...

令和2年4月1日から令和7年3月31日までは、①で発行された修了証を使用。令和7年4月1日以降も引き続きサービス管理責任者等の職務を続けたい場合は、**■**期間内に実務要件を満たし、2度目の更新研修（②）を受講する。

（令和7年3月31日までは、①の修了証を使用）

令和7年4月1日から令和12年3月31日までは、②で発行された修了証を使用。令和12年4月1日以降も引き続きサービス管理責任者等の職務を続けたい場合は、**■**期間内に実務要件を満たし、3度目の更新研修を受講する。以降この考え方を基に、5年毎に更新研修を受講する。